

# 報 告 事 項

令 和 4 年 9 月 定 例 会



## 令和4年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件 名	ページ
27	令和3年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について	5
28	令和3年度岡崎市土地開発基金の運用状況について	13
29	株式会社岡崎さくら電力の経営状況について	19
30	損害賠償の額を定める専決処分について	25
31	損害賠償の額を定める専決処分について	29
32	損害賠償の額を定める専決処分について	33
33	損害賠償の額を定める専決処分について	37
34	訴えの提起に関する専決処分について	41
35	損害賠償の額を定める専決処分について	45



令和4年報告第27号

令和3年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和3年度岡崎市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度岡崎市一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般 財源
					国 県 支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総 務 管理費	福 社 会 館 改 修 事 業	令和 2 年度	円 292,754,000	円 4,055,000	円 141,000,000	円 11,000,000	円 136,699,000
			令和 3 年度	524,059,000		325,000,000	44,000,000	155,059,000
			計	816,813,000	4,055,000	466,000,000	55,000,000	291,758,000
3 民生費	3 児 童 福祉費	豊 富 保育園 園 舎 建 替 事 業	令和 2 年度	163,500,000		118,000,000		45,500,000
			令和 3 年度	609,637,000		461,000,000		148,637,000
			計	773,137,000		579,000,000		194,137,000
8 土木費	6 公 園 緑地費	岡崎中 央総合 公 園 総 合 体育館 改修事 業（第 2期）	令和 2 年度	70,500,000	8,870,000	37,000,000	20,000,000	4,630,000
			令和 3 年度	549,697,000	17,525,000	367,000,000	160,000,000	5,172,000
			計	620,197,000	26,395,000	404,000,000	180,000,000	9,802,000

継続費精算報告書

実績					比較				
支出 済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般 財源		特定財源			一般 財源
	国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
288,816,000	4,421,000	141,000,000	11,000,000	132,395,000	3,938,000	△366,000	0	0	4,304,000
524,058,700		325,000,000	44,000,000	155,058,700	300		0	0	300
812,874,700	4,421,000	466,000,000	55,000,000	287,453,700	3,938,300	△366,000	0	0	4,304,300
163,500,000		118,000,000		45,500,000	0		0		0
609,072,900		461,000,000		148,072,900	564,100		0		564,100
772,572,900		579,000,000		193,572,900	564,100		0		564,100
70,500,000	8,870,000	37,000,000	20,000,000	4,630,000	0	0	0	0	0
549,696,500	17,525,000	367,000,000	160,000,000	5,171,500	500	0	0	0	500
620,196,500	26,395,000	404,000,000	180,000,000	9,801,500	500	0	0	0	500

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						
				年割額	左 の 財 源 内 訳				一般 財源	
					特 定 財 源			円		
					国 県 支出金	地方債	その他			
8 土木費	8 住宅費	市 営 住 宅 建 設 事 業 (平地 荘C・ D・E 工区)	令和 2 年度	円 14,900,000	円 7,450,000	円 7,000,000	円	円 450,000		
			令和 3 年度	2,060,521,000	1,018,691,000	1,022,000,000		19,830,000		
			計	2,075,421,000	1,026,141,000	1,029,000,000		20,280,000		
		市 営 住 宅 建 設 事 業 ( (仮) 五本松 住宅)	令和 元 年度	150,700,000	75,081,000	75,000,000		619,000		
			令和 2 年度	2,777,781,000	1,044,301,000	1,488,000,000		245,480,000		
			令和 3 年度							
			計	2,928,481,000	1,119,382,000	1,563,000,000		246,099,000		
		10教育費	2 小 学 校 費	岡 崎 小 学 校 校 舎 整 備 事 業	令和 2 年度	71,800,000	21,698,000	38,000,000		12,102,000
					令和 3 年度	747,762,000	195,280,000	353,000,000	7,000,000	192,482,000
					計	819,562,000	216,978,000	391,000,000	7,000,000	204,584,000



実 績					比 較				
支出 済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
14,900,000	7,450,000	7,000,000		450,000	0	0	0		0
2,060,520,600	1,018,691,000	1,022,000,000		19,829,600	400	0	0		400
2,075,420,600	1,026,141,000	1,029,000,000		20,279,600	400	0	0		400
150,700,000	75,081,000	75,000,000		619,000	0	0	0		0
2,728,819,880	1,044,301,000	1,488,000,000		196,518,880	48,961,120	0	0		48,961,120
7,992,000				7,992,000	△7,992,000				△7,992,000
2,887,511,880	1,119,382,000	1,563,000,000		205,129,880	40,969,120	0	0		40,969,120
71,800,000	21,698,000	38,000,000		12,102,000	0	0	0		0
747,627,950	195,280,000	353,000,000	7,000,000	192,347,950	134,050	0	0	0	134,050
819,427,950	216,978,000	391,000,000	7,000,000	204,449,950	134,050	0	0	0	134,050

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般 財源
					国 県 支出金	地方債	その他	
10教育費	5社 会 教育費	旧本宿 村役場 復 原 事 業	令和 2 年度	円 34,500,000	円 24,549,000	円 6,000,000	円	円 3,951,000
			令和 3 年度	161,157,000	31,098,000	84,000,000		46,059,000
			計	195,657,000	55,647,000	90,000,000		50,010,000

実 績					比 較				
支出 済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
34,500,000	24,549,000	6,000,000		3,951,000	0	0	0		0
156,656,900	31,098,000	84,000,000		41,558,900	4,500,100	0	0		4,500,100
191,156,900	55,647,000	90,000,000		45,509,900	4,500,100	0	0		4,500,100



令和4年報告第28号

令和3年度岡崎市土地開発基金の運用状況について

令和3年度において岡崎市土地開発基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度土地開発基金運用状況調書

現金	前年度末現在高		0円	
	受	利子収入高	預金	0円
			貸付金	0円
	入高	貸付金償還高		0円
		基金繰入高		0円
		小計		0円
	支払高	貸付金貸付高		0円
		一般会計繰出高		0円
		小計		0円
	計		0円	
債権	前年度末現在高		500,000,000円	
	貸付金貸付高		0円	
	貸付金償還高		0円	
	計		500,000,000円	
年度末現在高		500,000,000円		

付表 貸付金の状況

貸付先	岡崎市土地開発公社	貸付利率	無利息		
貸付の状況		償還等の状況		年度末	
貸付年月日	貸付金額	前年度末未償還金	償還金	貸付金利息	年度末未償還金
平成22年4月1日	500,000,000円	500,000,000円	0円	0円	500,000,000円

4 監第131号  
令和4年8月5日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市監査委員	岡 島 讓
同	長谷川 龍 伸
同	小木曾 智 洋
同	鈴 木 英 樹

#### 基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された令和3年度岡崎市土地開発基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

## 令和3年度 岡崎市基金運用状況審査意見

### 第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第4条第1項第7号の規定による審査

### 第2 審査の対象

令和3年度 岡崎市土地開発基金

### 第3 審査の期間

令和4年6月2日から同年8月5日まで

### 第4 審査の着眼点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

### 第5 審査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿、証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

### 第6 審査の結果

運用状況報告書の計数は正確で、基金の運用が确实かつ効率的に行われていると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。



## 岡崎市土地開発基金

基金定額 500,000,000 円をもって運用されており、その状況は次表のとおりである。

### 1 基金の運用状況

(単位：円)

区 分	令和 2 年度末 現在高	令和 3 年度中の増減		令和 3 年度末 現在高
		増 加 高	減 少 高	
基 金 定 額	500,000,000	0	0	500,000,000
運 用 状 況	現 金	0	0	0
	貸 付 金	500,000,000	0	500,000,000
	計	500,000,000	0	500,000,000

注 岡崎市土地開発公社に対する貸付金として運用されており、無利息であるので運用益は発生していない。

### 2 岡崎市土地開発公社貸付金管理状況

(単位：円)

令和 2 年度末 未償還元金	令和 3 年度中の貸付及び償還金		令和 3 年度末 未償還元金
	貸 付 金	償 還 金	
500,000,000	0	0	500,000,000



令和4年報告第29号

株式会社岡崎さくら電力の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社岡崎さくら電力の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

## 事業の概要

(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)

### 1 主な事業内容

- (1) 発電事業及び電気、熱エネルギーその他のエネルギーの販売に関する事業
- (2) 電気の売買の仲介事業
- (3) 電気、熱等の検針及びそれに伴う請求書発行等の事業
- (4) 前各号の事業に関わるエンジニアリング及びコンサルティング

### 2 事業所の所在地

岡崎市久後崎町字本郷53番地

### 3 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式総数 1,000株
- (3) 株主数 5名
- (4) 株式数内訳

株主名	所有株式数	持株比率
岡崎市	510株	51%
NTTアノードエナジー株式会社	150株	15%
中部電力ミライズ株式会社	150株	15%
東邦ガス株式会社	150株	15%
岡崎信用金庫	40株	4%

貸 借 対 照 表

( 令和 4 年 4 月 30 日 現在 )

( 単位 : 円 )

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	439,836,764	流動負債	524,404,606
現金及び預金	316,913,008	買掛金	360,573,301
売掛金	122,344,124	短期借入金	160,000,000
前払費用	579,397	未払費用	2,370,345
未収還付法人税等	235	未払法人税等	1,399,700
		預り金	61,260
固定資産	1,010,000	負債合計	524,404,606
投資その他の資産	1,010,000		
出資金	10,000	純資産の部	
預託金	1,000,000	株主資本	83,557,842
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	93,557,842
		その他利益剰余金	93,557,842
		繰越利益剰余金	93,557,842
		純資産合計	83,557,842
資産合計	440,846,764	負債純資産合計	440,846,764

損 益 計 算 書  
 ( 令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まで )

( 単位 : 円 )

科 目	金 額	
売上高		<u>1,357,175,163</u>
売上原価		<u>1,394,322,944</u>
売上総損失		<u>37,147,781</u>
販売費及び一般管理費		<u>32,299,989</u>
営業損失		<u>69,447,770</u>
営業外収益		
受取利息	1,539	
受取配当金	4	
雑収入	12,895,498	<u>12,897,041</u>
営業外費用		
支払利息	961,349	
雑損失	153,639	<u>1,114,988</u>
経常損失		<u>57,665,717</u>
税引前当期純損失		<u>57,665,717</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>131,300</u>
法人税等調整額		<u>10,232,914</u>
当期純損失		<u>68,029,931</u>

令和 4 年 度 事 業 計 画 書

事 業 名	事 業 内 容
電力小売事業	市内公共施設への電力供給

令和4年度収支予算書

(単位：千円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
電力小売事業収入	<u>1,806,543</u>	売上原価	<u>1,638,670</u>
売電（公共施設）	1,614,950	託送料	226,726
売電（発電事業）	191,593	常時バックアップ調達	276,684
		相対電源調達	1,103,256
		需給調整委託費	32,004
		人件費	<u>1,000</u>
		給料手当支出	1,000
		営業費	<u>31,048</u>
		業務委託費	25,984
		広告宣伝費	322
		会議交際費	120
		通信運搬費	50
		消耗品費	300
		雑費	1,600
		支払手数料	60
		その他	2,612
		支払利息	<u>2,160</u>
		法人税・住民税	<u>71</u>
合計	1,806,543	合計	1,672,949



令和4年報告第30号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年8月5日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

148,411円

### 2 事故の概要

令和4年6月30日午前11時40分頃、岡崎市羽根町字貴登野15番地の岡崎市シビックセンター内の愛知県土地家屋調査士会岡崎支部の事務所において、天井内部にあるエアコン室内機加湿用給水管の給水バルブから漏水し、当該事務所内のネットワークアタッチドストレージ、シュレッダー、封筒等を損傷する損害を与えた。



令和4年報告第31号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年6月27日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

116,102円

### 2 事故の概要

令和4年6月8日午後4時頃、岡崎市稲熊町字後田19番地7の岡崎市井田学区こどもの家の駐車場において、相手方自動車は側溝の蓋に乗り上げた際、蓋が跳ね上がり、当該自動車のガソリンタンクを損傷する損害を与えた。





令和4年報告第32号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年7月25日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

372,240円

### 2 事故の概要

令和4年6月30日午前11時30分頃、岡崎市竜泉寺町字笹口5番地の岡崎市竜谷保育園の駐車場において、職員が草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の後部ガラス、左右テールレンズ及び内張りを損傷する損害を与えた。



令和4年報告第33号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年8月5日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

17,000円

### 2 事故の概要

令和4年7月18日午後0時55分頃、常滑市セントレア1丁目1番地の中部国際空港の駐車場において、物産展のため本市を訪れた関係者の送迎を終えて帰庁する公用自動車当該駐車場から出るために前進した際、車両前部が下りてきたゲートバーに接触し、当該ゲートバーを損傷する損害を与えた。





令和4年報告第34号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和4年8月2日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 2 相手方の住所及び氏名、明渡しを求める市営住宅等並びに使用料等の滞納額

相手方の住所及び氏名	市営住宅等	使用料等の滞納額
***** *****	萱林荘 *号棟*号 駐車区画*番	451,413円 (令和4年7月12日現在)

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、使用料等とは、行政財産目的外使用料及びその延滞金並びに使用料相当損害金及びその遅延損害金に相当する金銭をいう。

### 3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅等の明渡し及び使用料等の支払を求める。

### 4 請求の原因

相手方が居住していた建物が火災に遭ったため、相手方は市営住宅への一時入居を希望し、岡崎市の設置した市営住宅及び駐車区画の使用許可を得て令和2年12月11日から使用していた。

当該許可は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産目的外使用許可であり、岡崎市災害被災者の市営住宅等目的外使用事務取扱要綱に基づき、使用期間を原則として1年以内としている。

令和3年12月に、相手方が交通事故で受傷するなどしたため、やむを得ず令和4年3月末日まで使用を許可したが、同日を過ぎても市営住宅等を退去して明け渡さず、許可なく不法に占有している状態となった。

本市は相手方に対して度々市営住宅の明渡しを求めているが、相手方はこれに応じていない。また、相手方は使用料等を滞納しており、本市はその支払

を求めているが、同様に相手方はこれに応じていない。

よって、市営住宅等の明渡し及び使用料等の支払を求めるため、訴えを提起する。

令和4年報告第35号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年8月12日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

498,677円

### 2 事故の概要

令和4年6月29日午前9時30分頃、岡崎市中町字北野東20番地1の岡崎市立甲山中学校の駐車場において、職員が草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の右側面ドアパネル、ドアガラス等を損傷する損害を与えた。





